

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱（平成13年奈良市告示第78号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例第21条の規定による保険料の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（減免の割合等）

第 2 条 条例第21条第 1 項の規定による保険料の減免に係る減免の額等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 条例第21条第 1 項の規定の適用の際、同項各号の規定に複数該当するときは、減免の額が最も大きい規定を適用するものとする。

3 保険料の賦課に際し、既に条例第16条の規定による減額、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の 7 第 2 項第 8 号ロ及びハ並びに同条第 3 項第 7 号ロ及びハの規定の適用を受けることによる減額又は同令第29条の 7 の 2 の規定の適用を受けることによる減額（以下「軽減等」という。）が行われている場合、軽減等前の保険料額に減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えるときは、軽減等前の保険料額に減免の割合を乗じた額から軽減等の額を差し引いた額を減免の額とする。

（減免の額に係る端数計算）

第 3 条 前条の規定により算出した保険料の減免の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（適用除外）

第 4 条 保険料の額から第 2 条の規定により算定した保険料の減免の額を差し引いた額が、条例第 12 条の 6、第12条の 6 の10及び第12条の12に規定する賦課限度額を超えるときは、減免を行わないものとする。ただし、条例第21条第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 納付義務者が条例第21条の 2 に規定する所得等の申告を行っていない場合は、減免を行わないものとする。

3 第 2 条第 3 項に規定する減免の割合を乗じた額が軽減等の額を超えないときは、減免を行わないものとする。ただし、条例第21条第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(減免の申請)

第5条 条例第21条第2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、国民健康保険料減免申請書（別記第1号様式）に、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添付し、同表の右欄に掲げる申請期限までに市長に提出しなければならない。

(減免の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその審査等を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定に当たって必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類等の提出又は提示を求めることができる。

3 市長は、前条の規定による申請を承認したときは国民健康保険料減免決定通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは国民健康保険料減免不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第7条 条例第21条第1項各号のいずれかの規定に該当して保険料の減免を受けた者は、当該各号の規定のいずれにも該当しないこととなったときは、直ちに国民健康保険料減免事由消滅申告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(減免の取消し等)

第8条 市長は、保険料の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その取消し又は変更を行い、その旨を当該保険料の減免を受けた者に国民健康保険料減免取消（変更）通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保険料の減免の取消しを行った場合は、当該取り消した減免の額に延滞金を加算した額を、当該保険料の減免を受けた者から徴収するものとする。

(旧被扶養者異動連絡票の交付)

第9条 市長は、条例第21条第1項第4号の規定により保険料の減免を受けている被保険者が市外に転出することとなったときは、当該被保険者に旧被扶養者異動連絡票（別記第6号様式）を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

条例第21条第1項の適用規定	減免の額	減免の対象となる保険料の範囲													
第1号	1 納付義務者が条例第21条第1項第1号アに該当する場合 当該納付義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額に100分の90を乗じて得られる額 2 被保険者（納付義務者を除く。）が条例第21条第1項第1号アに該当する場合 当該被保険者に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額 3 納付義務者が条例第21条第1項第1号イに該当する場合 当該納付義務者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額 4 被保険者（納付義務者を除く。）が条例第21条第1項第1号イに該当する場合 当該被保険者に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額 5 納付義務者又は被保険者が条例第21条第1項第1号ウに該当する場合 当該納付義務者又は被保険者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額に、次の表の左欄に掲げる額及び中欄に掲げる程度に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th><th>損害の程度</th><th>減免割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td><td>全壊（又は全焼）</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>半壊（又は半焼）</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td rowspan="2">500万円超 750万円以下</td><td>全壊（又は全焼）</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td>半壊（又は半焼）</td><td>100分の25</td></tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合	500万円以下	全壊（又は全焼）	100分の100	半壊（又は半焼）	100分の50	500万円超 750万円以下	全壊（又は全焼）	100分の50	半壊（又は半焼）	100分の25	条例第21条第1項第1号に規定する災害が発生した日の属する月から当該月の属する年度の末月まで（特別の事情があると認められる場合は、1年を経過する月までに到来する納期に係る保険料
前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合													
500万円以下	全壊（又は全焼）	100分の100													
	半壊（又は半焼）	100分の50													
500万円超 750万円以下	全壊（又は全焼）	100分の50													
	半壊（又は半焼）	100分の25													

	<table><tr><td>750万円超</td><td>全壊（又は全焼）</td><td>100分の25</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>半壊（又は半焼）</td><td>100分の12.5</td></tr><tr><td>上記にかかわら</td><td>全壊（又は全焼）</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>ず、激甚災害とし</td><td>半壊（又は半焼）</td><td>100分の50</td></tr><tr><td>て政令で指定され</td><td></td><td></td></tr><tr><td>た災害である場合</td><td></td><td></td></tr></table>	750万円超	全壊（又は全焼）	100分の25	1,000万円以下	半壊（又は半焼）	100分の12.5	上記にかかわら	全壊（又は全焼）	100分の100	ず、激甚災害とし	半壊（又は半焼）	100分の50	て政令で指定され			た災害である場合			
750万円超	全壊（又は全焼）	100分の25																		
1,000万円以下	半壊（又は半焼）	100分の12.5																		
上記にかかわら	全壊（又は全焼）	100分の100																		
ず、激甚災害とし	半壊（又は半焼）	100分の50																		
て政令で指定され																				
た災害である場合																				
第 2 号	条例第21条第 1 項第 2 号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割）の額に、次の表の左欄に掲げる率に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られる額 <table><tr><td>旧ただし書所得の額の対前 年減少率（見込）</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>100%</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>90%以上100%未満</td><td>100分の90</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>100分の70</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>100分の60</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>100分の50</td></tr></table>	旧ただし書所得の額の対前 年減少率（見込）	減免割合	100%	100分の100	90%以上100%未満	100分の90	80%以上 90%未満	100分の80	70%以上 80%未満	100分の70	60%以上 70%未満	100分の60	50%以上 60%未満	100分の50	条例第21条第 1 項第 2 号の該当により減免を申請する日（特別の事情があると認められる場合は、同号ア、イ又はウに規定する事由が発生した日）の属する月から当該月の属する年度の末月までに到来する納期に係る保険料				
旧ただし書所得の額の対前 年減少率（見込）	減免割合																			
100%	100分の100																			
90%以上100%未満	100分の90																			
80%以上 90%未満	100分の80																			
70%以上 80%未満	100分の70																			
60%以上 70%未満	100分の60																			
50%以上 60%未満	100分の50																			
第 3 号	条例第21条第 1 項第 3 号に該当する者の同号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険料（所得割及び均等割（当該者が単身である場合は、所得割、均等割及び平等割））の額の全額	条例第21条第 1 項第 3 号に規定する保険給付の制限を受けていた期間に係る保険料																		
第 4 号	条例第21条第 1 項第 4 号に該当する者に係る保険料（所得割、均等割（当該者の属する世帯に他の旧被扶養者以外の被保険者が無い場合は、所得割、均等割及び平等割））の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得られ	被保険者の資格を取得した日の属する月から 2 年を経過する月までの間																		

	る額 <table><tr><th>保険料区分</th><th>減免割合</th></tr><tr><td>所得割</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>均等割</td><td>100分の50</td></tr><tr><td>平等割</td><td>100分の50</td></tr></table>	保険料区分	減免割合	所得割	100分の100	均等割	100分の50	平等割	100分の50	(所得割の場合は、当分の間)に係る保険料
保険料区分	減免割合									
所得割	100分の100									
均等割	100分の50									
平等割	100分の50									
第 5 号	条例第21条第 1 項第 5 号に該当する者が属する世帯に属する被保険者全員に係る保険料（所得割、均等割及び平等割）の額の全額	条例第21条第 1 項第 5 号ア又はイに規定する保護を受けることとなった日の属する月の前月以前に到来していた納期に係る保険料								
第 6 号	条例第21条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定めるもののほか、国の通知において保険料の減免の対象とされている場合において、当該国の通知に基づき算定される額	国の通知において定められる保険料								

備考

- 1 合計所得金額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- 2 旧ただし書所得とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額から地方税法第314条の2第2項に規定する額を控除した額又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号に規定する所得の金額をいう。

別表第2（第5条関係）

条例第21条第1項の適用規定	申請書に添付すべき書類	申請期限
第1号	条例第21条第1項第1号ア若しくはイに該当する者となったこと又は同号ウに規定する損害を受けたことを確認でき	条例第21条第1項第1号に規定する災害

	る書類 第1号アの場合 身体障害者手帳の写し、診断書（身体障害者手帳用）、精神障害者保健福祉手帳の写し、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）等 第1号イの場合 行方不明届出書の写し等 第1号ウの場合 罹災証明書の写し等	が発生した日の属する年度の末日（ただし、特別の事情があると認められる場合は、市長が定める日）
第2号	次に掲げる書類 （1） 収入状況等調査票（別記第7号様式） （2） 条例第21条第1項第2号に該当することとなったことを確認できる書類 第2号アの場合 90日以上長期の入院又は自宅療養を要することが確認できる診断書 第2号イの場合 廃業届出書の写し、離職票の写し、解雇通知書の写し、閉鎖事項全部証明書の写し、免責確定証明書の写し、個人事業の廃業届出書の写し等 第2号ウの場合 減収及び被害の状況が確認できる書類の写し	条例第21条第1項第2号に該当する者となった日の属する年度の末日
第3号	条例第21条第1項第3号に該当する者となったことを確認できる書類	条例第21条第1項第3号に該当する者とならなかった日から6箇月を経過する日（ただし、特別の事情があると認められる場合は、市長が定める日）
第4号	条例第21条第1項第4号に該当する者となったことを確認できる書類	被保険者としての資格を取得した日の属する年度の末日
第5号	条例第21条第1項第5号に該当する者となったことを確認	条例第21条第1項第

	できる書類	5号に該当する者となつた日の属する年度の末日
第6号	別表第1に規定する国の通知において定められた書類	別表第1に規定する国の通知において定められた日

別記

第1号様式（第5条関係）

国民健康保険料減免申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所

氏名

下記の理由により国民健康保険料の減免を受けたいので、奈良市国民健康保険条例第21条第1項の規定により、必要書類を添付し申請します。

記

納付義務者	記号番号					
	住所					
	氏名					
対象年度・減免期間						
減免事由			(1) 災害 () (2) 著しい収入減 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()			
保険料額						
【普通徴収】	4月期	5月期	6月期(第1期)	7月期(第2期)	8月期(第3期)	9月期(第4期)
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保険料額	円	円	円	円	円	円
	10月期(第5期)	11月期(第6期)	12月期(第7期)	1月期(第8期)	2月期(第9期)	3月期(第10期)
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保険料額	円	円	円	円	円	円
【特別徴収】	第1期(4月)	第2期(6月)	第3期(8月)	第4期(10月)	第5期(12月)	第6期(2月)
保険料額	円	円	円	円	円	円
減免を受けようとする理由（具体的に詳しく記入して下さい。）						

（裏面に続く）

(裏面)

添付書類		
☐ 災害	☐ 障害者	()
	☐ 行方不明者	()
	☐ 居住宅の損害	()
☐ 著しい 収入減少	☐ 収入状況 及び資産 保有状況 調査票	☐ 長期の入院又は自宅療養 ()
		☐ 事業の休廃止等 ()
		☐ 干ばつ等による農作物の 不作、不漁等 ()
☐ 拘禁等	()	
☐ 旧被扶養者	()	
☐ 生活保護等	()	
☐ 別に定める場合	()	

第2号様式（第6条関係）

国民健康保険料減免決定通知書

年 月 日

様

奈良市長 

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険料の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
対象年度・減免期間		
減免区分		(1) 災害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 拘禁等 (4) 旧被扶養者 (5) 生活保護等 (6) 別に定める場合 ()
減免決定額		
備考		

※減免を受けた事由に影響を及ぼすような資力の回復その他事情の変化があった場合は、直ちに申告して下さい。

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 3 号様式（第 6 条関係）

国民健康保険料減免不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長 

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険料の減免につきましては、審査の結果、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
理由		

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第7条関係）

国民健康保険料減免事由消滅申告書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで決定を受けた奈良市国民健康保険料の減免につきましては、下記のとおり減免の事由が消滅しましたので申告します。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
減免事由	☐ 災害（ ） ☐ 著しい収入減少（ ） ☐ 拘禁等 ☐ 別に定める場合（ ）	
消滅時期		
消滅理由		

第5号様式（第8条関係）

国民健康保険料減免決定取消（変更）通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで奈良市国民健康保険料の減免を決定しましたが、下記のとおり取り消し（変更）しましたので通知します。なお、未納付額につきましては、速やかに納付して下さい。

記

納付義務者	記号番号	
	住所	
	氏名	
取消し（変更）理由		
取消し（変更）期間		
備考		

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式（第9条関係）

旧 被 扶 養 者 異 動 連 絡 票 発行年月日 年 月 日 発行			
旧 被 扶 養 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	男 ・ 女
	旧被扶養者に該 当した年月日	年 月 日	
交 付 者	保険者番号並び に交付者の名称 及び印		
注意事項 1 転入した市町村において旧被扶養者に係る減免（被保険者均等割を半額等の措置）の申請を行う場合には、減免の申請書と併せて、この連絡票を提出してください。 2 この連絡票を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。 3 この連絡票を破り、又は汚した場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。			

第7号様式（第5条関係）

(表)
収入状況等調査票

年 月 日

奈良市長 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。

(収入状況)

記号番号				氏名						
該当月				1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分	
収入の状況	収入額	事業	営業							
			農業							
		不動産								
		給与								
		公的年金								
		その他 ()								
		小計 (ア)								
	必要経費	事業	営業							
			農業							
			専従者給与							
		不動産								
		その他 ()								
		小計 (イ)								
	差引実収入月額 (ア－イ)									
該当月				7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分	
収入の状況	収入額	事業	営業							
			農業							
		不動産								
		給与								
		公的年金								
		その他 ()								
		小計 (ア)								
	必要経費	事業	営業							
			農業							
			専従者給与							
		不動産								
		その他 ()								
		小計 (イ)								
	差引実収入月額 (ア－イ)									

各月の差引実収入月額 合計

(裏)

(資産保有状況)

1. 建物	面積	4. 各種保険	
	所在地	契約会社	
	名義人	契約者	
2. 土地		保険種類	
○宅地	面積	満期日	
	所在地	保険金額	
	名義人	5. 預貯金	
○田畑	面積	①名義人	金融機関
	所在地	口座番号	金額
	名義人	②名義人	金融機関
○山林	面積	口座番号	金額
	所在地	③名義人	金融機関
	名義人	口座番号	金額
○その他	面積	6. 現金	
	所在地	金額	
	名義人	7. 有価証券	
3. 自動車（四輪・二輪・その他特殊自動車等）		評価額	
①名義人	車種	8. 貴金属	
排気量	年式	評価額	
②名義人	車種	9. その他金銭に換価できる資産	
排気量	年式		
③名義人	車種		
排気量	年式		
添付書類			
□預金通帳の写し		□固定資産税納税通知書の写し	
□（軽）自動車税納税通知書の写し		□車検証の写し	
□名寄せ帳の写し		□保険契約内容の分かる書類	
□その他（ ）			
備考（収入状況や資産保有状況について補足事項があればご記入下さい。）			